

令和2年度第3回
東大和市個人情報保護審議会会議録

令和2年6月17日（水）

令和2年度第3回東大和市個人情報保護審議会

1 日時

令和2年6月17日（水）午前10時30分～11時30分まで

2 場所

東大和市役所会議棟第6会議室

3 出席者

(1) 審議会委員

会 長	田村 茂	出席
職務代理者	池田 陽子	出席
委 員	東口 正美	出席
委 員	古庄 野火	出席
委 員	鈴木 清一	出席
委 員	奥田 真由	出席
委 員	横山 昌明	出席
委 員	関田 賢治	出席

(2) 市長

市 長 尾崎 保夫

(3) 事務局出席職員

総務部 阿部部長
文書課 加藤課長、吾郷係長、木村主事

(4) 説明員

諮問1・2 子育て支援課 新海課長

4 議題

諮問案件

- (1) ひとり親世帯への臨時特別給付金支給事業の目的外利用について
- (2) 新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業の目的外利用について

報告案件

- (1) 個人情報取扱事務の変更について

6 会議の公開

会議は公開により行った。傍聴者はなし。

7 審議会への提出資料

説明資料（事前配布）

- (1) 諮問事項の帳票
- (2) 報告案件の帳票

1 開会

○阿部部長 皆さま、こんにちは。定刻となりましたので、令和2年度第3回個人情報保護審議会を開会いたします。会議に先立ちまして、委員の出席状況の報告をさせていただきます。お願いします。

○加藤課長 報告いたします。委員8名中欠席0名。よって会議は成立しております。よろしくお願いします。

○阿部部長 本日は令和2年度第3回の審議会でございますが、委員の皆さまにおかれましては、新しい任期で、初めての審議会となります。

つきましては、次第の6まで、会議の進行を務めさせていただきます、総務部長の阿部と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

2 委嘱状の交付

新たな委員へ委嘱状の交付を行った。

3 自己紹介（委員・事務局）

各委員・事務局職員がそれぞれ自己紹介を行った。

4 市長挨拶

○阿部部長 続きまして、市長よりご挨拶がございます。

○尾崎市長 皆さん、こんにちは。尾崎でございます。本日はご多忙のところ、東大和市個人情報保護審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、ここで新たな任期を迎え、審議会委員への就任をお願いしましたところ、公私ともお忙しい中、ご快諾をいただきまして、重ねて御礼を申し上げます。

さて、国の緊急事態宣言や東京アラートも解除されたところではありますが、5月下旬に市内で新たにお二人の感染症患者の発生が報告されるなど、新型コロナウイルスの脅威が去った訳ではありません。

このため、市におきましては、既存の事務を行うだけでなく、感染拡大の「第2波」を防止するための取組を中心に、新たな事務の実施も必要であると認識しているところであります。

こうした新たな事務の実施にあたりましては、個人情報の適正な取扱いが必要不可欠となっており、委員の皆さまにおかれましては、個人情報保護制度の適正な運用と充実のために、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

いよいよ暑さも日ごとに厳しくなっております。新型コロナウイルス対策に加えて、熱中症対策を行うなど、どうぞお体に気をつけて、元気にお過ごしいただければと思います。本日は、誠にありがとうございます。

5 会長及び職務代理者の選出

会長及び職務代理者の選出を行った。

会長：田村茂委員、職務代理者：池田陽子委員

6 審議会への諮問

○阿部部長 次に次第の6、諮問でございます。委嘱状の交付と同様に、感染症拡大の観点から、読み上げのみを行うことといたしまして、諮問書につきましては、会場の机の上に置かせていただいております。同様に、内容につきましては、委員の皆様方に配布した資料の1ページと同様のものがございますので、ご確認をお願いいたします。それでは、市長よろしく申し上げます。

○尾崎市長 諮問書、東大和市個人情報保護審議会会長殿。東大和市長、尾崎保夫。個人情報の取扱いについて、貴審議会に諮問いたします。諮問事項につきましては、事務局から説明をいたします。よろしく申し上げます。

○阿部部長 ありがとうございます。なお、市長は他の公務のためにここで退席をさせていただきますので、ご了承のほどよろしく申し上げます。

本日の諮問事項を申し上げます。「1ひとり親世帯への臨時特別給付金支給事業の目的外利用について」、「2新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業の目的外利用について」、以上の2点でございます。それでは、この先の会議の進行につきましては、会長にお願い申し上げます。会長、どうぞよろしく申し上げます。

7 個人情報保護制度の概要と個人情報保護審議会について

○会長 それでは審議会を始めさせていただきます。まず、審議に先立ちまして、今回新たに3名の方が委員として参加されております。そのこともございまして、個人情報保護制度の概要と個人情報保護審議会について、事務局から説明をいただきたいと思っております。事務局、よろしく申し上げます。

○加藤課長 それでは、着席にて失礼いたします。皆さまには従前にお配りしております、この「個人情報保護制度の概要と個人情報保護審議会」、少し厚めの資料を元に、私から説明をさせていただきます。それでは、要点を絞ってご説明させていただきます。

はじめに、1個人情報保護条例の目的と、2個人情報保護条例の構成につきましては、記載のとおりになっておりますので、大変申し訳ありませんが、説明を省略させていただきたいと思っております。

1枚おめくりいただきまして、3個人情報保護制度の概要についてでございます。個人情報保護条例では、個人情報の収集・管理・利用についての原則を定めており、市では、この原則に基づいて個人情報取扱事務を執行しております。新たに個人情報を取扱う事務が発生した、又は届出内容に変更があった場合に、本審議会に対しまして諮問や報告を行い、委員の皆さまから意見をいただくことによりまして、市の事務執行が適正に行われる仕組みとなっております。

次に、右のページに移りまして、4個人情報保護審議会の所掌事項についてでございます。条例で、審議会に諮問または報告することが定められているものを、表にまとめたものであります。事務を条文に照らし合わせ、「審議会の意見を聴く」とされている事項を「諮問案件」、「審議会に報告する」とされている事項を「報告案件」とし、それらの案件が、本審議会にて議題として取り扱われることとなります。

1枚おめくりいただきまして、5個人情報保護審議会の進め方についてでございます。審議会にて取扱う「諮問案件」につきましては、案件ごとに、担当課長から説明を受け、委員の皆さまからの質疑を行った後に、審議会の意見として「承認」または「不承認」を決定していただきます。また、報告案件につきましては、一括して事務局から説明ののち、質疑を行っていただきます。審議会にて出た意見につき

ましては、審議会終了後、別途、会長から市長に答申をしていただきます。

これ以降の資料につきましては、関係する条例・規則の類、及び個人情報取扱事務を委託する場合に契約上使用する「特記仕様書」でございます。これらは、最新のものをお配りしております。時間の都合上、個々の説明は省略させていただきたいと思っておりますので、後ほど、併せてご確認をいただければと思います。簡単ではございますが、以上で説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。何かご質問等があれば、伺いたいと思っております。よろしいでしょうか。では、進めながら、また何かございましたら途中でもご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

8 諮問案件の審議

○会長 それでは、「令和2年度第3回東大和市個人情報保護審議会」の審議を始めさせていただきます。

諮問 1

○会長 まず、諮問1「ひとり親世帯への臨時特別給付金支給事業の目的外利用について」、審議を行いたいと思っております。担当課の説明を求めます。

○新海課長 子育て支援課、新海と申します。同じく説明員の原と田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 よろしく申し上げます。どうぞ着席してください。それでは、説明をお願いします。

○新海課長 まず、3ページをご覧ください。今回は、個人情報の目的外利用について、条例第12条第2項第5号に基づき意見を伺うものであります。始めに、申し訳ございませんが2点訂正がございます。6ページをご覧ください。1点目は、審議会諮問書の中段あたりにあります9の個人情報を取り扱う事務の名称でございますが、こちら「子育て世帯への臨時特別給付金支給事業」とありますが、正しくは、「ひとり親世帯への臨時特別給付金支給事業」であります。申し訳ございません。あと2点目ですが、中段の下の12の目的外利用・提供をする保有個人情報の項目・範囲・目的に誤りがございました。範囲についての3行目なのですけれども、新型コロナウイルスの影響により家計が急変した世帯とありますが、正しくは所得制限限度額以上のため、児童扶養手当の支給を受けていない世帯であります。大変申し訳ございませんでした。よろしいでしょうか。

○会長 続けてください。

○新海課長 では、説明をさせていただきます。4ページにお戻りください。事務の名称ですが、「ひとり親世帯への臨時特別給付金支給事業」となります。事務の目的は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯の生活を支援する取り組みの1つとして、児童扶養手当受給世帯等に対し給付金を支給するものであります。対象者は、児童扶養手当の令和2年6月分の対象となる受給世帯、公的年金等受給により児童扶養手当の支給を受けていない世帯、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯となります。給付につきましては、1世帯あたり5万円で、第2子以降がいる場合は、第2子以降1人当たり3万円を加える基本給付分と呼んでいるものと、児童扶養手当受給者及び公的年金等受給により児童扶養手当を受けていない方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減った方を対象に5万円を支給する追加給付分がございます。この給付

の申請については、対象者のうち児童扶養手当受給者の基本給付分については、改めての申請は必要としません。児童扶養手当で指定している口座に支給を行うものでございます。ただ、給付金を希望しない場合は、申出書を提出してもらうことになります。児童扶養手当受給者以外の対象者については、申請が必要となります。申請書を受け、支給決定をするものであります。これは、対象者を事前に把握できる情報がこちらにないために、申請が必要となるものでございます。個人情報の記録項目は、氏名、住所、生年月日、年齢、電話番号、識別番号、本籍・国籍、性別、妊娠・出産等、家族状況、親族関係、婚姻関係、職業、収入・資産状況、課税状況、公的扶助、口座情報、児童扶養手当の支給状況であります。

続きまして6ページをご覧ください。目的外利用についてですが、子育て支援課の児童扶養手当支給事務において収集した個人情報を、本事務において目的外利用したいと考えております。目的外利用保有個人情報の項目は、識別番号、氏名、住所、生年月日、年齢、電話番号、性別、妊娠・出産等、家族状況、親族関係、婚姻関係、口座情報、職業、児童扶養手当の支給状況です。対象者の範囲は、児童扶養手当の令和2年6月分の対象となる受給世帯、公的年金等受給により児童扶養手当の支給を受けていない世帯、所得制限限度額以上のため、児童扶養手当の支給を受けていない世帯でございます。目的としては、本給付金の支給に当たり、対象者等の世帯について、児童扶養手当支給事務の情報を使用するためでございます。利用期間は、令和2年6月18日から令和3年3月31日までとなります。以上、ご説明申し上げました事務に関し、個人情報の目的外利用をすることについて、意見を伺うものであります。よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。説明は終わりました。何かご質問等がございましたら、お願いしたいと思います。委員。

○委員 国の第2次補正予算で大きく、このひとり親世帯の支援ということで、制度の概要は理解しているつもりなのですが、いくつか聞かせていただきたいと思っています。この基本給付の方と追加給付の方への通知の仕方、基本給付の方がどうなるのかということで、追加給付が考えられるので、ひとり親世帯の方のところ全部には、一応この通知がいくと理解していいのかということが1点、あとこの間の特別定額給付金は、4月27日に住民票がある方みたいなことになっていましたけれども、どの時点でひとり親の方とか、そういうことが決まっているのかということがもう1点。もう1つ妊娠・出産等ということでございますので、シングルマザーになる予定の方のところまで、この給付が行われるのかということをお教えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○会長 事務局よろしくお願いいたします。

○新海課長 まず、通知の件でございますが、児童手当受給者の方に対しては、こちらで情報がありますので、基本給付分と追加給付分のお知らせというのは、こちらから通知をさせていただきます。それ以外の対象となる方につきましては、こちらに情報がございませんので、市報やホームページなどで周知して、自分が対象と思われる方に申請していただくということになります。どの時点のひとり親を対象とするかにつきましては、令和2年6月の児童扶養手当受給者ということになっていきますので、その時点で該当する方ということになります。あと妊娠・出産の情報のものにつきましては。

○田中主任 未婚で出産された方もひとり親という扱いで、こちらの児童扶養手当の対象となりますので、そういう方が今回の臨時給付金の対象になります。

○委員 令和2年6月1日時点のひとり親ということは、既に出産されてひとり親ということが確立し

ている人なのかということであるとすると、妊娠・出産の情報というのは必要がないと思うのです。ただ、もう6月1日時点でお腹に赤ちゃんがいて、結婚をしていない、明らかにシングルマザーになるという方も含めるから、この情報が必要なのかということを知りたかったのです。

○田中主任 失礼しました。これからの人については、必要なのかということですね。まず、児童扶養手当の要件としまして、ひとり親の方なので、前提としてはあまり出産されるということとなると、誰かと婚姻とか、事実婚して、それがわかると消滅という要件に該当するのです。例えば、既に出産されていて、その情報を私たちが得ていけばいいのですけれども、例えば児童扶養手当の情報の中にメモなどがちりばめられているのですけど、その中に、今、妊娠中ですという情報なども入っていたりするのですけど、年に1回聞き取りなどをしていて、十分な情報をきちんと分かりきっていけばいいのですけれども、何かのタイミングで、例えば臨時給付金の申請に来られた方がいらっしゃって、その方の情報を見たときに、あのと時妊娠中だったのだなとなって、そこで聞き取りをするときに、個々に妊娠中というお話を伺ったのですけど、その後どうですかと聞いたときに、実はもう例えば今年の4月に出産をして、相手方の男性と結婚することになりましたとなったときに、ではもう結婚した段階で、4月であなただけの児童扶養手当の資格は消滅してしまいますとなりますので、そういったときに、では4月分までしか児童扶養手当をもらってはいけない人になりますと、そうすると臨時給付金につきましても、ではあなたは対象外ですねという流れになります。なので、今、妊娠中ですとかという情報につきましても、やはりないと漏れてしまうことがあるので、一応そういった情報も必要だということで、今回は載せました。

○新海課長 結局、婚姻をされていないひとり親の方を確認するときに、ひとり親ですと申し出をいただいたときに、その方がひとり親ですと言っていた中で、でも妊娠しているという事実があった場合に、ひょっとすると、その相手の男性の方が実質はいらっしゃる、ひとり親と見なせないケースがあるということがあるので、それを確認するために、この出産・妊娠の情報を扱うことがあり得るということです。

○委員 要は、6月1日より後に生まれる子は、今回対象にはならないという理解でよろしいですか。

○新海課長 そうですね。

○委員 わかりました。

○会長 発言の関係なのですが、最初指名させていただきますけど、その後、いろいろな案件の関係もごございますので、一問一答の形で直接やっていただいて結構ですので、よろしくお願ひします。ほかにご質問等ある方。

○委員 何点か確認ということですが聞いてください。昨日マイナポータルを見させていただきましたが、まだこれが申請の手続きができない形、つまりログインができない形になっておりまして、これについてはおそらく法定受託事務ということで、全国的な形の事務になる。国会が通ったばかりなので、詰めの整備は非常に難しいこともあるかと思うのですけど、申請ということになれば、当然そういう形の申請はおそらく想定されるのですけども、なかなか児童扶養手当をそこで申請をして、確認行為ができるかというか、非常に難しい部分なのですが、そういう部分についてはマイナポータルで載せる方向なのか、そうではないのかということと、ご存じのとおり土曜開庁については、児童扶養手当の要するに支給と相談について事務の範疇にはなっていないのです。ここは、私は知っているのですけど、今後ここについては、やはり緊急性を考えると臨時的に土曜開庁の対象にも考える余地があるのかどうか、

そのへんを確認させていただければと思います。以上です。

○会長 2点いただきました。

○新海課長 マイナポータルの関係につきましては、今回のお話があったように、その児童扶養手当受給者の方の一人一人の確認がそれぞれに分かれておりますので、やはり対面によって受け付けることが多くなりますので、今のところは現状の形で申請する形でございます。土曜開庁事務の件に関しましては、今後の課題と思っております。今のところは具体的な検討内容はございません。

○会長 よろしいですか。ほかにもございますでしょうか。私からよろしいですか。いくつか質問させていただきます。児童扶養手当を受給されている方については、把握しているということなのですが、それ以外の方に、いつまでに申請をする必要があるのかということ。一応3月31日までということ、目的外利用期間は定めてあるのですが、申請はいつまでにしなければいけないという制限があるのかというのが1点と、あとおよその対象者の人数がわかればと思います。それと制度がなかなか理解できないところもあるのですが、児童扶養手当の対象となる水準にその所得が下がるということなのですが、これはどの位の所得なのか、もしお知らせできるものだったらお願いしたいと思います。以上3点です。

○新海課長 申請の時期についてでございますが、国は令和2年度中に申請を全部終わらせることとしておりますので、遅くとも年明けまでに申請していただいて、1月か2月までに申請していただいて、3月までには支給をするということになります。対象人数についてですが、今回お子さんの人数、あくまでも見込ではございますが、お子さんの人数でいいますと、第一子が1,554人で、第二子以降が864人、合計2,418人ほどいるのではないかと、あくまでも見込でございますが、数字を入れさせております。あと、児童扶養手当の件。

○田中主任 児童扶養手当の額の所得の基準、制限額というのは、確定申告などなされる際にも扶養の人数によるのですが、扶養がもし1人もいなかった場合につきましては、195万円を所得制限の限度額としております。扶養が1人増える毎に、31万円ずつ増えていくような形で、制限を設けております。

○新海課長 あとは、国の支給要領を見ますと、児童扶養手当受給並みに所得が急変したという方なのですけれども、令和2年2月以降の収入の、どこか一か月間を取り出して、その一か月間に12を掛けた額が児童扶養手当受給並みの所得まで下がっていれば、児童扶養手当水準と見なすように計算するということに、国の仕組みにはなっています。

○会長 わかりました。ありがとうございました。非常に広報が重要になるかなと思っておりますので、これは制度のことですけれども、取り扱いとして十分に行き渡る形をお願いしたいと思います。ほかにもどなたか。よろしいでしょうか。それではこのへんで審議会の意見をまとめたいと思います。諮問1「ひとり親世帯への臨時特別給付金支給事業の目的外利用について」は、提案のとおり承認したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員一同 異議なし。

○会長 ありがとうございます。それでは、本件については提案のとおり承認とさせていただきます。

諮問2

○会長 それでは、次に諮問2「新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業の目的外利用について」審議を行います。担当課の説明を求めます。

○新海課長 9ページをご覧ください。今回、引き続きまして、個人情報の目的外利用について、条例

第12条第2項第5号に基づき、意見を伺うものであります。

10ページをご覧ください。事業の名称は「新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業」となります。事務の目的は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経済的な影響を受けやすいひとり親家庭の生活の安定を図るため、児童扶養手当受給世帯を対象に、食料品等を提供するものであります。具体的な食料品等の提供方法につきましては、対象者の方へ、食料品等の生活必需品を提供するためのカタログ及び申込用はがき等といった、申込書類等を送付し、対象者自らがはがき又はウェブサイトにより申込をし、希望の食料品等の配当を受けるものでございます。対象者の範囲は、令和2年6月分の児童扶養手当受給者でございます。また、令和2年7月31日までの間に新たに東京都内で児童扶養手当を受給することとなった方も対象となるものです。個人情報の記録項目は、氏名、住所、生年月日、本籍・国籍、児童扶養手当の支給状況であります。

12ページをご覧ください。子育て支援課の児童扶養手当支給事務において収集した個人情報を、本事務において目的外利用したいと考えております。目的外利用保有個人情報の項目は、氏名、在留資格及び期間、住所、生年月日、児童扶養手当の支給状況です。対象者の範囲は、令和2年6月分の児童扶養手当受給者、及び令和2年7月31日までの間に新たに東京都内で児童扶養手当を受給することとなった者です。目的としては、本支援事業の対象者の世帯について、児童扶養手当支給事務の情報を使用するためでございます。利用期間は、令和2年6月18日から令和3年3月31日までとなります。以上ご説明申し上げました事務に関し、個人情報の目的外利用をすることについて、意見を伺うものであります。よろしく願いいたします。

○会長 はい、ありがとうございました。説明が終わりました。質疑に入ります。ご質問等ございましたらお願いします。はい、委員。

○委員 すみません、こちらの事業は、申請式なのか、一斉に何か郵送されて、お知らせが各家庭に、対象の家庭に行くのかということと、これは何日分くらいの食料があてがわれるのか。多分、少ない量だと対象の方には足りない可能性もあるし、今いろいろこの自粛期間中も給食がなくなったり、いろいろ各家庭では大変なところもあったお子さんがいらっしゃるのではないかなど。実際、東大和市では、そういった、これは別の件になるかもしれないですけども、子どもの食料関係、食事関係で貧困等が生まれていないのか、気になっております。教えてください。

○会長 はい、担当課長。

○新海課長 まず、必要な申込書類等の発送の仕方なのですが、こちらは東京都の補正予算に関連した事業でございまして、東京都のほうから、申込書類の1セット、一式になったものを、各自治体にまず送られてくる。こちらのほうで、児童扶養手当に該当される方宛に、その送られてきた書類に宛名シールみたいなものを、データを抽出して、ひとつひとつ貼って、該当する方に発送するという事業になります。発送物ひとつひとつに番号を付けるのですけれども、どの書類をどのの方に送ったかというところまで、こちらが管理の必要なものになりますので、該当する対象の方にはもれなく、その書類は送られるものでございます。何日分かについては、そこは把握していないのですけれども、東京都に確認したところ、1万円相当程度の内容になるということです。いくつか選べるということがあって、選び方によって1万円ちょっと出るくらいのものであれば、1万円を少し切るものもあるかもしれない。選択式なので。子どもたちの食生活の貧困の関係なのですけれども、この新型コロナウイルスがいろいろ取り上げられている中で、福祉において、子育て支援課は子ども家庭支援センターとか、ひとり親・

女性相談係を所管しているのですけれども、子どもの貧困ということで目立った相談などは、今のところ、それほど受けていないというのは聞いております。以上です。

○委員 ありがとうございます。

○会長 よろしいですか。ほかにございますでしょうか。

○委員 これは、いわゆる葬式等の返礼品のイメージと考えて良いかと思うのですが、私も一般的な例えば日用品だとかというのはなかなかあれなので、冷蔵品とか冷凍品がいきなり役に立ったりするのですけれども、そういう冷蔵品とか冷凍品などが、この中にも含まれているのでしょうか、というのが1点。それと、選べるというお話なので、そういう配送業者は、恐らく申込書をどこか委託をして、そこに送って、いつまでに、届ける希望日を記入してというイメージだと思うのですけれども、それはある程度一定の業者は、すでに品目によって東京都が設定をされているということでもよろしいでしょうか。以上です。

○会長 2点いただきました。はい。

○新海課長 おそらくカタログだと思うのですけれども、カタログの中身、具体的な食品がどのようなものがあるかについては、まだ、おそらく東京都も固まっていないのではないかなと思います。私どもが直接確認したところでは、1万円程度と金額のお話しかなかったのです。委員が仰るように、東京都がカタログを作成して、その商品を、物を受注する業者を、東京都のほうで選択して、東京都がそこに委託をする形で、そこからこちらには発送物が届くという流れになっていますので、具体的にどの事業者が東京都が決めるのかというのは、私どもは把握していないのですけれども、一応その発送物自体は、7月中旬以降にこちらに送られてくるということなので、こちらとしては、7月中旬以降にその送られてきたものを、できるだけ可能な限り速やかに該当する方々に発送したいと考えています。

○会長 よろしいですか。食料品だけではないのですよね。いろいろな生活必需品が含まれているという考え方でよろしいですか。

○新海課長 東京都からは、食料品等と、「等」が付いていますので、そうではないのかなというところなのですけれども。

○会長 はい、すみませんでした。お願いします。

○委員 12ページの12の項目の範囲なのですけれども、受給「ずる」と点々が付いているのですけれども、これは「する」の間違いでよろしいでしょうか。

○新海課長 そうですね。申し訳ございません。受給「する」ですね。

○会長 私のほうからよろしいですか。これは児童扶養手当の受給世帯ということの対象が限られているのですが、先ほどの諮問1で出ました、諮問1の2番目と3番目の方。この方たちは、該当はしないということでもよろしいでしょうか。

○委員 こちらの事業は、事業の開始と、その事業の開始に伴って、子育て支援部子育て支援課で収集した情報について、目的外利用ということだと思ってしまうのですけれども、その目的外利用にあたって、更に事業者へ委託するというお話があったので、その事業者への委託については、目的外利用にあたってこない範囲での委託ということになるのでしょうか。

○会長 はい、担当課長。

○新海課長 委託に関しては、東京都がカタログ業者に事業を委託するという形なので、市から外部の事業者へ委託することはないものです。東京都が委託した事業者から送られてきたものを、こち

らは目的外利用で児童扶養手当受給者の方宛に送るというものなので、委託するものはございません。

○委員 ありがとうございます。

○会長 ほか、よろしいでしょうか。特にないようですので、このへんで審議会の意見をまとめたいと思います。諮問2「新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業の目的外利用について」は、提案のとおり承認としたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員一同 意義なし。

○会長 ありがとうございます。それでは、本件については、提案のとおり承認とさせていただきます。担当課、ありがとうございます。

○新海課長 どうもありがとうございます。

○会長 以上をもちまして、諮問案件の審議は終了いたしました。

9 審議会への報告

○会長 次に、審議会への報告ということで、引き続きまして説明をお願いしたいと思います。報告案件「(1) 個人情報取扱事務の変更について」を、事務局から説明を求めます。

○加藤課長 着席にて失礼いたします。それでは報告案件につきまして、事務局からご説明いたします。資料の15ページをお開きください。本日の報告事項は、「(1) 個人情報取扱事務の変更について」であります。17ページをお開きください。表でお示ししておりますが、本日は1つの課におきまして、1件の届出がありました。事務担当課は健康課、事務の名称は母子保健事業で、届出の内容は、変更であります。18ページをお開きください。今回変更を加える箇所を、四角で囲って表示しております。変更内容は、既存の母子保健事業における事務の目的に、妊産婦の相談支援等を加えるものであります。これは、妊娠期から専門職が関わることにより、出産・子育てに関する不安を軽減するとともに、各家庭のニーズに応じた支援を切れ目なく行うことにより、妊産婦並びに乳幼児及びその保護者の心身の健康の保持増進を図るための変更です。なお、妊産婦の相談支援については、従前より、既存の事務の届出を基に事業を実施してまいりましたが、先日の市議会定例会において、補正予算の承認をいただき、今後妊婦向けの新型コロナウイルス感染症対策事業として、検診などの際に、タクシーでの移動に使えるチケット等1万円相当分を配布する予定となりましたことから、事務の目的全体を整理し、新たに項目として追加したものであります。このチケットについては、妊婦が相談員と面談をした際に行われる、アンケートに回答した方を対象に、料金チャージ済みの交通系 IC カードを配布する予定で、必要に応じて、マスクや消毒薬など、衛生物品の購入も可能となるものであります。以上で報告を終了いたします。よろしく願いいたします。

○会長 はい、ありがとうございます。報告が終わりました。質問等がありましたらお願いいたします。

○委員 ありがとうございます。妊婦さんの相談事業は、今まで母子保健コーディネーターというポジションの方がなっていたと思うのですが、その方が専門職という考え方で良いのかということと、確認なのですけれども、従前行ってきたことを保護の対象に入れたという考え方で良いのでしょうか。今までも漏洩していたとは思わないのですけれども、項目としてきちんと整理をして、今回事務の取扱項目としたという理解でよろしいのかという確認です。

○加藤課長 2点いただきました。1点目のコーディネーターの方が、母子手帳の交付の時にご相談な

どをしていたいただいているものでありますので、専門職が今後も対応していただくようになります。それから2点目につきましては、今までも仰るとおり、相談支援事業は行っておりまして、ここで新たに事業が加わることを機に、事務全体を整理して、事務の目的に新たにこの追加をさせていただいたものであります。以上です。

○会長 はい、よろしいですか。ほかに、ございますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。それでは、以上で本日の議題は全て終了いたしました。なお、承認となりました諮問につきましては、審議会の意見として、「取り扱う個人情報、情報漏れがないように十分注意し、適切に管理すること」を付帯意見とさせていただきまして、本日の会議録の承認及び市長への答申につきましては、会長に一任していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員一同 異議なし。

○会長 はい、ありがとうございます。

10 閉会

○会長 ほかに何かございますでしょうか。特にないようでしたら、これをもちまして本日の「個人情報保護審議会」を閉会したいと思います。長時間にわたりまして、ご協力ありがとうございました。最後に、事務局から連絡事項がございましたらお願いしたいと思います。

○加藤課長 本日は急遽お集まりいただきまして、また長時間にわたるご審議、どうもありがとうございました。次回の個人情報保護審議会の開催につきましては、7月13日（月）午前10時からを予定しております。皆様お忙しいかと思いますが、次回のご審議もよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

○会長 ありがとうございました。